

＜松本ピアノ協会 規約＞

第一条（名称）

この団体の名称を「松本ピアノ協会（PIANO ASSOCIATION MATSUMOTO）」とする。

第二条（設立の目的）

本団体は「信州 楽都・松本」としてのピアノ音楽の普及・発展、及び、ピアノ業界の活性化を目的とした「松本ピアノフェスティバル」の運営と、それに伴うネットワーク作りを目的とする

第三条（活動内容）

1. ジャンルを越えたピアノ音楽祭「松本ピアノフェスティバル」の企画・運営
(運営に必要な様々な役割を複数の「セクション（グループ）」に分け、運営する)
2. 松本ピアノフェスティバル開催に伴う関連事業の企画・実施
3. ピアノ業界の活性化やネットワークづくりを目指す事業の企画・運営

第四条（会員）

本協会の会員は下記の通りとする。

1. 会員・・・規約に同意し、松本ピアノフェスティバル運営に参加する会員
(会員は全員各セクションに所属し、担当部員として運営に協力する。
各セクションには責任者と副責任者を置くものとする)
2. サポート会員・・・本協会の目的に賛同し、支援をする会員

本協会への入会は、所定の申し込みをし、入会金・会費を納めるものとする

第五条（会員の退会）

会員が退会する時は、所定の退会届を提出して成立するものとする

会費の納入の遅延、滞納が2年以上ある者は除名とする

本協会の運営・目的を阻害するような言動が著しい会員に対し協会は退会勧告を行う事ができる

第六条（組織の構成）

1. 代表 1名
2. 副代表 2名
3. 監事（会計監査） 2名
4. 顧問 若干名
5. 会員
6. サポート会員

7. 事務・会計

上記構成の3, 4, 7は協会会議承認により外部委託可能とする。

また、1, 2, 3、任期は2年とするがその再任を妨げない。その承認は総会で行う。

第七条（構成員の職務）

代表は本協会を代表し、会務を統括する

副代表は代表を補佐し、代表不在の場合は職務を代行する

監事は会計を監査する

顧問は会に助言等の協力を行う

会員は第四条の通りとする

サポート会員は第四条の通りとする

第八条（会議）

運営に必要な会議は、必要に応じて代表が招集し行う

会議は下記の2種類に分けるものとする。

1. 協会会議（本協会会員のみで行う会議。会の意思決定の最高会議。）

本規約変更、第六条組織の構成員の承認、運営方針決定等を行う。

2. 運営会議（本協会会員と、フェス運営に関わる他団体・企業等の関係者と合同で行う会議）

第九条（議決）

協会会議の議決は会議出席者の過半数の賛成をもって行われる

第十条（事務局）

事務局は長野県松本市蟻ヶ崎 6-1-1 に置くものとする

第十一条（経費）

本協会の経費は会費、補助金、寄付金、その他事業収入をもって充てる

第十二条（会費）

本協会の年会費は、会員、サポート会員ともに 3,000 円とする

本協会への入会には入会金（事務手数料・会員カード発行手数料として）1,000 円を必要とする

一度納めた入会金・会費は如何なる理由があろうとも返却しない

第十三条（謝礼規定）

松本ピアノフェスティバルと、それに伴う関連事業において、ご協力頂いた会員には

下記の条件にて謝礼を支払うものとする。

支払いは各事業終了後とし、協会口座より振込にて支払う

＜謝礼支払い条件＞

事業（松本ピアノフェスティバルやそれに伴う関連事業）が黒字となった場合、運営に貢献した会員の労働の対価を、社会的常識に基づいた額を上限として、各会員の負担度（貢献度）に応じた額を協会会議にて取り決め承認し、支払うものとする

源泉徴収対象の場合、支払額は源泉徴収後の額を支払うものとする

第十四条（事業のリスク負担）

松本ピアノフェスティバルと、それに伴う関連事業において、万が一赤字となった場合は、事業終了後の協議の元、会員（但し、各セクションの責任者・副責任者のみ）赤字額を負担し、問題解決するものとする

第十五条（会期と会計）

本協会の会期、および会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わるものとする

第十六条（規約の改廃）

本規約の改廃は、本協会会員のみで構成する協会会議の出席者の過半数の賛成をもって行われる

第十七条（規約の制定）

本規約は西暦 2017 年 10 月 22 日より施行する

改訂履歴

初版	2011 年 4 月 1 日	初版
第 2 版	2017 年 9 月 8 日	第 14 条会計 会計年度を 10 月 1 日~9 月 30 日に変更。
第 3 版	2017 年 10 月 22 日	会の活動内容や住所等全面変更